

柏市総合教育会議の運営に関する要領（案）

制定 平成 27 年 8 月 5 日

施行 平成 27 年 8 月 21 日

（趣旨）

第 1 条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項の規定により設置する柏市総合教育会議（以下「会議」という。）について、同条第 9 項の規定に基づき、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第 2 条 会議の招集は、会議開催のおおむね 2 週間前までに、市長が教育委員会に通知することにより行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 法第 1 条の 4 第 4 項の規定による教育委員会からの会議の招集の求めは、会議開催のおおむね 3 週間前までに、教育委員会が会議で協議する具体的事項を示した文書を市長に送付することにより行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（協議及び調整を行う事項）

第 3 条 会議において協議及び調整を行う事項は、法第 1 条の 4 第 1 項に定めるとおりとし、例示するとおおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針である大綱の策定等
- (2) 教育行政の運営に係る重点的な施策
- (3) いじめ問題による児童及び生徒の自殺等が発生し、又は発生するおそれがある緊急の場合に講ずべき措置
- (4) 通学路での交通事故等による児童及び生徒の生命又は身体に被害等が生じ、又は生じるおそれがある緊急の場合に講ずべき措置

- (5) 地震等の災害による教育施設の倒壊等，児童及び生徒の生命又は身体を保護すべき緊急の場合に講ずべき措置
- (6) 犯罪による児童及び生徒又は教育施設を利用する者の生命若しくは身体を保護すべき緊急の場合に講ずべき措置
- (7) 市長及び教育委員会が必要と認める事項
(会議の進行等)

第4条 会議の進行は，市長が行うものとする。

2 事務局は，企画部企画調整課とする。

3 事務局は，会議において協議及び調整する事項について，関係機関と事前に協議を行うものとする。

(関係者又は学識経験者からの意見聴取)

第5条 法第1条の4第5項の規定による意見聴取は，文書又は口頭によるものとする。

2 会議は，意見聴取を行おうとする者に対し，文書で意見書の提出又は会議への出席を依頼するものとする。

(会議の公開等)

第6条 柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）第23条の規定は，会議の公開並びに議事録の作成及び公表について，準用する。

2 会議の非公開の決定は，市長及び教育委員会が行うものとする。

(会議の傍聴)

第7条 傍聴は，先着10人までとする。ただし，市長及び教育委員会が必要と認めるときは，これを変更することができる。

2 傍聴を行う者は，会議の開催時刻10分前から開催時刻までに受付を行い，事務局の指示に従い入場するものとする。

3 傍聴の権利を他人に譲ることはできない。

4 次の各号に該当する者は，入場することができない。

(1) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあるものを携帯している者

(2) 掲示板又はプラカード，その他これらに類すると認められるものを携帯している者

(3) 笛，ラッパ，太鼓，その他これらに類する楽器や音を放つも

のを携帯する者

- (4) 飲食を行おうとする者
 - (5) 拍手，発言を行おうとする者
 - (6) 喫煙を行おうとする者
 - (7) 前号に掲げるもののほか，会議を妨害し，又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は，次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 拍手，発言等をしないこと。
 - (2) 私語をしないこと。
 - (3) はち巻き，たすき，腕章その他これらに類すると認められるものを着用しないこと。
 - (4) 張り紙，旗，垂れ幕その他これらに類すると認められるものを掲示しないこと。
 - (5) 写真撮影，動画撮影，録音等をしないこと。ただし，市長及び教育委員会が特に認めた場合は，この限りでない。
 - (6) 前号に掲げるもののほか，会議を妨害し，又は他人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしないこと。
- 2 市長又は教育委員会は，傍聴人がこの要領に違反したと認めるときは，注意を与え，なお従わないときは，その者に退場を命じることができる。
- 3 傍聴人は，前項に規定する退場を命ぜられたときは，直ちに退場しなければならない。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか，会議の運営に関し必要な事項は，会議において別に定める。

附 則

この要領は，平成27年8月21日から施行する。